

株 主 各 位

大阪府豊中市千成町3丁目5番3号
松尾電機株式會社
代表取締役社長 常 俊 清 治

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主総会の議決権行使につきましては、可能な限り書面（郵送）による事前行使を行っていただきますようお願い申し上げます。その場合は、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）正午までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区梅田1丁目8番8号
ヒルトン大阪 4階 真珠の間
（昨年と会場が変更となっております。末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。）
3. 目的事項
報告事項 第73期（2021年4月1日から
2022年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容
報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手順ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎法令及び当社定款第17条の規定に基づき、個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>）に掲載しておりますので、本通知には記載していません。したがって、本通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎本通知の添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>）に掲載させていただきます。

COVID-19（新型コロナウイルス）に関するお知らせ

- 当社の定時株主総会にご出席される株主様におかれましては、ご自身の体調をご確認いただき、マスク着用の上、ご来場下さいますようお願い申し上げます。
- マスク不着用の株主様や、明らかに体調のすぐれない株主様ご来場の場合、入場を制限又はご退場いただく場合があります。
- 当社の役員及び運営スタッフは、アルコール消毒液及びマスクの設置並びにマスク着用での対応をさせていただきます。
- 株主総会の議事進行を短時間で行うこととし、事業報告及び計算書類の内容の報告並びに監査役会の監査報告につきましては、詳細な説明を割愛させていただきます。また、ご出席される株主様におかれましては、質疑応答の際に、目的事項に関しないご質問はお控え下さいますようお願い申し上げます。
- 今後の感染症の影響により、会場変更等の感染予防及び拡散防止のための新たな措置を講じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ncc-matsuo.co.jp/ir>) に掲載させていただきます。

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度のエレクトロニクス業界の状況は、昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響に左右される不安定な状況で推移しました。足元では、ウクライナ情勢の緊迫化、エネルギー価格及び資源価格の高騰並びに新型コロナウイルスの新たな変異株の流行が景気減速の懸念となっており、先行きは不透明な状況です。

このような環境のもとで、当社は、「成長への転換」をテーマとした中期経営計画(2022年3月期から2024年3月期まで)を掲げ、その初年度がスタートしました。

当社の売上高につきましては、タンタルコンデンサ及び回路保護素子ともに、前年同期に比べて大幅に増加しました。その要因は、タンタルコンデンサにつきましては、補聴器等の海外市場向け、鉄道制御機器向け及びその他民生品向けの需要の増加によるものであり、回路保護素子につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要の増加によるものです。

その結果、当事業年度の当社の業績は、売上高につきましては、4,709百万円(前年同期比23.8%増加)となり、損益につきましては、売上高の増加及び原価低減が奏功し、営業利益642百万円(前年同期比145.1%増加)、経常利益568百万円(前年同期比142.8%増加)となりました。

また、特別損失として独占禁止法等関連損失821百万円を計上しました。これは、米国集団民事訴訟における直接購入者原告団及び米国のフレクトロニクス・インターナショナル・ユー・エス・ユー・インクとの和解金、台湾当局への課徴金及び集団訴訟等の対応のための弁護士報酬等の発生によるものです。この結果、当期純損失223百万円(前年同期比358百万円悪化)となりました。

当事業年度の事業別の概況は、次のとおりです。

① タンタルコンデンサ事業

タンタルコンデンサ事業につきましては、補聴器等の海外市場向け、鉄道制御機器向け及びその他民生品向けの需要が増加しました。この結果、タンタルコンデンサ事業の売上高は、3,409百万円(前年同期比21.1%増加)となり、総売上高に占める比率は72.4%(前年同期比1.6ポイント低下)となりました。

② 回路保護素子事業

回路保護素子事業につきましては、リチウムイオン電池向けの高電流ヒューズの需要が増加しました。この結果、回路保護素子事業の売上高は、1,107百万円(前年同期比39.4%増加)となり、総売上高に占める比率は23.5%(前年同期比2.6ポイント上昇)となりました。

③ その他

その他の売上高は、192百万円(前年同期比0.3%減少)となり、総売上高に占める比率は4.1%(前年同期比1.0ポイント低下)となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は、237百万円で、主として回路保護素子の増産設備並びに既存設備の維持・改良及び合理化目的に投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当社は、2022年1月14日開催の取締役会において決議した釜屋電機株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式を2022年1月31日付で発行し、499百万円の資金を調達しました。

当事業年度末日現在における当社の社債及び借入金の残高は2,427百万円と、前事業年度末比53百万円減少しました。

(4) 対処すべき課題

次期2023年3月期は2021年1月に策定しました中期経営計画の2年目となります。本中期経営計画においては、継続的な新製品開発・生産・販売による再成長を目標とし、持続可能な収益構造を確立し、業績を向上させることを課題としております。

また、次期においては、原材料価格の高騰等が業績に影響を与える懸念が生じています。顧客の堅調な需要に応じるため、必要な対策を講じることで次期業績への影響を最小化すべく下記の施策に取り組んでまいります。

- ① 売上高に占める新製品比率の向上を図る。
- ② 生産効率を改善し原価低減を図る。
- ③ 製品セグメント別に棚卸資産管理を行う。
- ④ 回路保護素子 J A J 型、J A K 型6125サイズ及びその小型化品の開発から販売を行う。
- ⑤ 車載用回路保護素子 J H C 型の開発を進める。
- ⑥ 導電性高分子タンタルコンデンサの超低 E S R 品の量産化を図る。

なお、当社は、コンデンサ製品の取引に関して海外における集団訴訟の提起等を受けていますが、その内容は、「1. 会社の現況に関する事項(15)その他会社の現況に関する重要な事項」に記載のとおりです。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第70期	第71期	第72期	第73期 (当事業年度)
		(2018年4月1日～ 2019年3月31日)	(2019年4月1日～ 2020年3月31日)	(2020年4月1日～ 2021年3月31日)	(2021年4月1日～ 2022年3月31日)
売 上 高	千円	4,383,836	3,659,006	3,803,820	4,709,382
経 常 利 益	千円	53,797	21,497	233,949	568,133
当 期 純 利 益	千円	△647,341	△193,136	134,471	△223,941
1株当たり当期純利益	円	△251.84	△75.15	52.32	△83.73
総 資 産	千円	5,784,101	5,532,421	5,601,940	6,426,884
純 資 産	千円	1,757,648	1,564,437	1,698,855	1,974,142

- (注) 1. △は損失を示します。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
 3. 当社は、2022年1月31日付で、第三者割当増資に伴い普通株式638,000株を新規発行しました。
 4. 第70期及び第71期に当期純損失が発生した主たる要因は、独占禁止法等関連損失の計上によるものです。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。
- ④親会社等との取引に関する事項

当社は、その他の関係会社である釜屋電機株式会社とは営業上の取引関係がありますが、その取引条件は市場価格を勘案して当社希望価格を提示し、価格交渉のうえ決定しております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続については問題ないものと考えております。

(7) 主要な事業内容

当社は小型高信頼度コンデンサ及び回路保護素子の製造販売を主な事業としております。品質第一をモットーとする当社では、国際的にトップレベルの品質を追求し、また、小型化、高機能化、低価格化、環境課題への対応等の顧客ニーズに対応し、カーエレクトロニクス分野・電気計測器・医療機器・宇宙衛星等にご採用いただいております。

(8) 主要な事業所

本 社		大阪府豊中市
営 業 所	第二営業部一課	東京都千代田区
	第一営業部	愛知県安城市
	第二営業部二課	大阪府豊中市
工 場	福知山工場	京都府福知山市
	本社工場	大阪府豊中市
	島根工場	島根県出雲市

(注) 営業所の呼称は、機構改革により上表のとおりとなりました。

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減
241 名	-8 名

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	788,104 千円
株式会社りそな銀行	713,039 千円
株式会社商工組合中央金庫	300,000 千円
株式会社三井住友銀行	226,640 千円
株式会社百十四銀行	200,000 千円
株式会社日本政策金融公庫	200,000 千円

(11) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、前事業年度末において、今後も独占禁止法等に関連する支払の発生が見込まれる状況の中、6期連続でマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象等が存在しております。

当事業年度においては、前事業年度に策定した「継続的な新製品開発・生産・販売による再成長」を基本方針とする中期経営計画（2022年3月期から2024年3月期まで）を着実に実行した結果、営業利益642百万円を計上する等、中期経営計画を上回る業績を達成することができました。また、次年度以降の業況も好調に推移すると見込んでおります。

また、独占禁止法等に関連する支払については、2021年12月に米国の直接購入者原告団から提起された集団民事訴訟について500万米ドル（564百万円）で和解が決定したことにより、今後は継続企業の前提に影響を及ぼす程多額の支払が発生することはないと見込んでおります。

加えて、当社は、2022年1月14日開催の取締役会において決議した釜屋電機株式会社を割当先とする第三者割当増資による新株式を2022年1月31日付で発行し、499百万円の資金を調達したことによって、上記の独占禁止法等に関連する支払を含み想定される資金需要に十分対応できる資金を確保することができました。

以上を踏まえ、当社では、当事業年度末において、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は解消したと判断しております。

2. 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 10,000,000株
②発行済株式の総数 3,210,000株
③株主数 3,093名
④大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
釜屋電機株式会社	744 ^{千株}	23.20%
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S.A. 107704	216	6.75
松尾電機投資会	201	6.28
松尾浩和	137	4.29
株式会社三菱UFJ銀行	116	3.62
松尾電機従業員持株会	92	2.87
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	60	1.89
J Pモルガン証券株式会社	34	1.08
日本証券金融株式会社	27	0.87
後藤秀彰	25	0.78

(注) 持株比率は、自己株式(2,484株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
常 俊 清 治	代表取締役社長	執行役員
網 谷 嘉 寛	常 務 取 締 役	執行役員総務経理部門長
岸 下 学	取 締 役	執行役員生産部門長
宮 田 智 彦	取 締 役	執行役員営業部門長
石 井 啓 之	取 締 役	(重要な兼職の状況) 公認会計士
林 信 綱	監 査 役 (常勤)	
岡 本 健	監 査 役	
平 泉 憲 一	監 査 役	(重要な兼職の状況) 弁護士

- (注) 1. 2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において、当社は、生産業務に精通し、必要とされる見識を有していることを理由として、岸下学を取締役候補者とし、同氏は、取締役に変更され就任いたしました。
2. 2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において、当社は、生産部門、品質保証部門及び営業部門の各業務に精通し、必要とされる見識を有していることを理由として、宮田智彦を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。
3. 2021年6月29日開催の第72回定時株主総会において、当社は、会社財務・税務に関する高い経験、見識を有していること等を理由として、石井啓之を取締役候補者とし、同氏は、取締役に再選され就任いたしました。
4. 監査役林信綱は、当社営業部門、同経営管理部門及び同調達部門と幅広い業務を経験しており、財務・会計に関する適切な知見も有するものであります。
5. 取締役 石井啓之は、社外取締役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員として届け出ております。
6. 監査役 岡本健及び監査役 平泉憲一の両氏は、社外監査役であり、当社は、株式会社東京証券取引所に対して、両氏を独立役員として届け出ております。

〈ご参考〉当社は、執行役員制度を導入しており、2022年1月開催の取締役会において、各担当業務遂行に必要な見識等を有していることを理由として、以下のとおり取締役を兼務しない執行役員を選任し、各氏は、2022年3月に就任いたしました。

氏 名	担当及び重要な兼職の状況
山 地 正 人	執行役員経営・調達管理部門長兼内部監査室長
平 塚 伸 彦	執行役員品質保証部門長
岡 田 一 人	執行役員開発部門長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 石井啓之、社外監査役 岡本健及び社外監査役 平泉憲一との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主の長期的利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としており、当該基本方針は、取締役会で決議されております。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬及び業績連動報酬により構成し、社外取締役の報酬等は、業務執行から独立した立場で監督機能を担う観点から、基本報酬のみとしております。

取締役の報酬等に関する事項の決定プロセスは、社長、総務担当役員及び1名以上の独立社外取締役で構成される報酬委員会からの社内規程に基づく答申により取締役会で決定されております。

また、当社の監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定することが監査役の協議により決定しております。

なお、役員に対するストックオプション制度は採用せず、役員退職慰労金制度は既に廃止しました。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員報酬については、1989年6月29日開催の第40回定時株主総会の決議に、取締役の報酬額は月額9,000千円以内（決議当時の員数6名）、監査役の報酬額は月額2,500千円以内（決議当時の員数3名）とされました。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別報酬等の額は、報酬委員会が十分に審議・承認した役位別支給基準等に関する内容が答申されていることから、取締役会も基本的にその原案を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	59,604 (5,400)	47,268 (5,400)	12,336 (-)	— (-)	5 (1)
監査役 (うち社外監査役)	19,200 (8,400)	19,200 (8,400)	— (-)	— (-)	3 (2)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等については以下のとおりです。
- ・業務執行取締役の業績連動報酬は、事業年度ごとに当社の業績を勘案して決定される現金報酬とします。
 - ・業績連動報酬に係る指標とその値は、客観性及び透明性の観点から営業利益とし、中期経営計画等と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。
 - ・業績連動報酬の算定方法については、原則として、外部公表の業績予想数値及び直近の月次決算の動向による営業利益を指標とし、上記の取締役の報酬等に関する事項の決定プロセスに基づき決定します。当事業年度の営業利益は642百万円となりました。
 - ・なお、上記で算定した営業利益の数値と本決算による営業利益の数値の乖離が大きい場合等は、定時株主総会終了後の取締役会で、その時点の業績動向も含めて見直しを行うものとします。
3. 非金銭的報酬等について該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外取締役 石井啓之

当事業年度中に開催された取締役会19回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士、税理士として会社財務・税務に関する高い経験、見識等を活かして、客観的立場で経営を監督する役割を果たすため、専門の見地から発言を行っております。

社外監査役 岡本健

当事業年度中に開催された取締役会19回のうち18回、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、金融機関業務経験者として高い経験、見識等を活かして、経営全般に対して監査及び助言する役割を果たすため、専門の見地から発言を行っております。

社外監査役 平泉憲一

当事業年度中に開催された取締役会19回のうち17回、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士として高い経験、見識等を活かして、経営全般に対して監査及び助言する役割を果たすため、専門の見地から発言を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役 石井啓之

同氏は、当社の指名委員会及び報酬委員会の委員でもあり、業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしております。

④上記内容に関する社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 23,000千円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における監査の職務状況、報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 23,000千円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制システム構築に関する基本方針及び当該体制の運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①代表取締役社長は、取締役及び執行役員（以下、総称して本項において「役員」という）の中からコンプライアンス管理担当役員を指名する。
- ②コンプライアンス管理担当役員は、当社のコンプライアンス管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてコンプライアンス管理体制を整備する。
- ③コンプライアンス最優先の一環として、社会的秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、統轄部署を設置し、警察署及び顧問弁護士等と連携し、断固とした姿勢で臨み、一切の関係を遮断する。
- ④代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し当社の内部監査体制を構築する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ①役員により構成される経営会議を開催し会社に影響を及ぼす重要事項の審議及び部門ごとの目標と実績の進捗管理を実施する。
- ②経営環境の変化により迅速に対応するために執行役員制度の機能の充実を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役の職務の執行に係る重要書類については10年以上保管するものとし必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役社長は、役員の中からリスク管理担当役員を指名する。
- ②リスク管理担当役員は、当社のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、各役員は自己の分掌範囲においてリスク管理体制を整備する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を求めた場合は職務を補助するスタッフを配置し、そのスタッフは監査役の指示、命令により業務を遂行する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と必要に応じて会合を行う。
- ②監査役は、経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて当社の取締役及び使用人から報告及び意見を求めることができる。
- ③役員は、法令及び定款に違反する行為を発見した場合、会社に著しい損害あるいは不利益が生じた場合等は監査役に報告する。
- ④監査役に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。
- ⑤監査役が、監査役の職務を執行する上で必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を支払うものとする。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①代表取締役社長は、役員の中から内部統制システム運用責任者を指名する。
- ②内部統制システム運用責任者は、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保すべく明確な職務分掌、内部監査体制を構築する。
- ③内部統制システム運用責任者は、資産の取得、使用及び処分を正当な手続き及び承認の下で行うために明確な規程、職務分掌、内部監査体制を構築する。

(8) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①代表取締役社長が、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員を指名し通達で職制を通じて周知している。
- ②役員により構成される経営会議を定期的開催し、コンプライアンス管理担当役員及びリスク管理担当役員がそれぞれの事項を文書で報告している。
- ③取締役会を定期的開催し、監査役も出席した上で取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していること並びに取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確認している。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
資 産 の 部	6,426,884	負 債 の 部	4,452,742
流 動 資 産	4,518,714	流 動 負 債	2,711,402
現金及び預金	1,838,472	支 払 手 形	38,662
受 取 手 形	35,245	電 子 記 録 債 務	187,333
電 子 記 録 債 権	477,187	買 掛 金	263,681
売 掛 金	808,295	短 期 借 入 金	1,430,000
製 品	714,964	1年内償還予定の社債	22,600
仕 掛 品	336,808	1年内返済予定の長期借入金	111,336
原材料及び貯蔵品	278,886	リ ー ス 債 務	11,266
前 払 費 用	9,136	未 払 金	371,732
そ の 他	21,040	未 払 費 用	172,738
貸 倒 引 当 金	△1,322	未 払 法 人 税 等	62,596
		預 り 金	7,466
		設 備 関 係 支 払 手 形	31,990
固 定 資 産	1,908,170	固 定 負 債	1,741,339
有 形 固 定 資 産	1,541,854	社 債	98,500
建 物	374,455	長 期 借 入 金	765,347
構 築 物	12,671	長 期 未 払 金	367,170
機 械 及 び 装 置	340,877	リ ー ス 債 務	27,196
車 両 運 搬 具	299	退 職 給 付 引 当 金	475,217
工具、器具及び備品	84,768	資 産 除 去 債 務	7,908
土 地	687,308		
リ ー ス 資 産	33,906	純 資 産 の 部	1,974,142
建 設 仮 勘 定	7,565	株 主 資 本	1,974,142
無 形 固 定 資 産	245,967	資 本 金	2,469,365
借 地 権	21,411	資 本 剰 余 金	552,439
ソ フ ト ウ ェ ア	217,351	資 本 準 備 金	552,439
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	400	利 益 剰 余 金	△1,045,522
そ の 他	6,804	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,045,522
投 資 そ の 他 の 資 産	120,348	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,045,522
投 資 有 価 証 券	15,000	自 己 株 式	△2,140
出 資 金	200		
繰 延 税 金 資 産	78,681		
そ の 他	26,468		
貸 倒 引 当 金	△1		
資 産 合 計	6,426,884	負 債 純 資 産 合 計	6,426,884

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	4,709,382 <small>千円</small>
売 上 原 価	3,213,144 <small>千円</small>
売 上 総 利 益	1,496,238
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	854,186
営 業 利 益	642,052
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	49
受 取 配 当 金	500
そ の 他	2,466
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	21,716
為 替 差 損	49,840
そ の 他	5,376
経 常 利 益	568,133
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	736
固 定 資 産 売 却 損	2,846
独 占 禁 止 法 等 関 連 損 失	821,834
税 引 前 当 期 純 損 失	△257,283
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,339
法 人 税 等 調 整 額	△78,681
当 期 純 損 失	△223,941

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	2,219,588	302,662	302,662	△821,580	△821,580
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	249,777	249,777	249,777		
当 期 純 損 失 (△)				△223,941	△223,941
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	249,777	249,777	249,777	△223,941	△223,941
当 期 末 残 高	2,469,365	552,439	552,439	△1,045,522	△1,045,522

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当 期 首 残 高	△1,815	1,698,855	1,698,855
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行		499,554	499,554
当 期 純 損 失 (△)		△223,941	△223,941
自 己 株 式 の 取 得	△325	△325	△325
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	△325	275,287	275,287
当 期 末 残 高	△2,140	1,974,142	1,974,142

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

松尾電機株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、松尾電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を求めます。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議、経営計画・部門計画発表会その他重要な会議にオンライン形式の活用も含めて出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、新型コロナウイルス感染症については従業員の安全確保及び事業継続のための適切な対応がとられており、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されているその他の関係会社との取引について、同取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日
松尾電機株式会社 監査役会
常勤監査役 林 信綱 ㊟
社外監査役 岡本 健 ㊟
社外監査役 平泉 憲一 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第16条(条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、 <u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	第1条～第16条(現行どおり) (削除)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第18条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>第18条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1</u> 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p><u>3</u> 本附則は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役 常俊清治及び網谷嘉寛の両名は本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役 岸下学及び宮田智彦の両名は本総会終結の時をもって辞任します。

つきましては、取締役会の監督機能の強化のために社外取締役3名を含め、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社は、誠実な人格、高い倫理観、識見及び能力、広範な知識及び経験並びに出身分野における実績を有する人物を取締役候補者として指名することを基本方針としております。この方針に従い、取締役候補者は、社長、総務担当役員及び社外取締役で構成される指名委員会が候補者を取締役会へ答申し、取締役会の決議により決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	つね とし きよ はる 常 俊 清 治 (1961年9月15日生)	1986年3月 当社入社 2005年9月 当社コンデンサ開発・技術部門コンデンサ新商品開発部長 2008年3月 当社執行役員コンデンサ開発部門長 2012年6月 当社取締役執行役員コンデンサ開発部門長 2013年3月 当社取締役執行役員開発部門長 2014年3月 当社取締役執行役員経営戦略担当 2014年6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年3月 当社代表取締役社長執行役員兼開発部門長 2016年3月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る	13,340株
		取締役候補者とした理由	
		当社代表取締役社長として企業経営に精通し、必要とされる見識を有していることから、取締役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式の数
2	あみ たに よし ひろ 網 谷 嘉 寛 (1960年1月26日生)	1982年3月 当社入社 2012年3月 当社執行役員総務部門長兼経理部門長 2012年6月 当社取締役執行役員総務部門長兼経理部門長 2014年3月 当社取締役執行役員総務経理部門長 2019年3月 当社常務取締役執行役員総務経理部門長 現在に至る 取締役候補者とした理由 当社常務取締役執行役員総務経理部門長として管理的業務に精通し、必要とされる見識を有していることから、取締役候補者としております。	8,587株
3	※ ちょう ずい そう 張 瑞 宗 (1962年3月9日生)	2000年8月 Walsin Technology Corporation 協理兼 高頻事業部長 (高周波事業部長) 2010年3月 釜屋電機株式会社 取締役 2011年8月 釜屋電機株式会社 代表取締役社長 2011年11月 Walsin Technology Corporation SBU 2 営運長 (最高執行責任者) 2018年4月 エルナープリンテッドサーキット株式会社 代表取締役会長 2020年3月 釜屋電機株式会社 代表取締役会長 (現任) 2020年3月 日通工エレクトロニクス株式会社 取締役 (現任) 2020年4月 Walsin Technology Corporation 総経理 2020年6月 ギャラタウン・デベロップメント・リミテッド ディレクター (現任) 2021年6月 双信電機株式会社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 釜屋電機株式会社 代表取締役会長 日通工エレクトロニクス株式会社 取締役 ギャラタウン・デベロップメント・リミテッド ディレクター 双信電機株式会社 取締役 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 電子部品会社における豊富な経験と知見及び経営者としての実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、新たに社外取締役候補者としております。	—

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ ちん ばい しん 陳 培 真 (1973年8月25日生)	2011年9月 Global Brands Manufacturing Ltd. 董事長室 執行經理 2016年8月 Global Brands Manufacturing Ltd. 董事長室 協理 (現任) 2018年8月 Inpaq Technology Co.,Ltd. 董事長 (現任) 2021年11月 釜屋電機株式会社 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Global Brands Manufacturing Ltd. 董事長室 協理 Inpaq Technology Co.,Ltd. 董事長 釜屋電機株式会社 取締役 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 経営者としての実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、新たに社外取締役候補者としております。	—
5	※ しゅう りつ 周 立 (1955年12月12日生)	2014年8月 経済省国際貿易局経済副参事官 2016年8月 台北駐日経済文化代表処經濟部次長 2017年7月 台北駐日経済文化代表処經濟部部長 (経済参事官) 2021年1月 同処定年退職 現在に至る 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 過去に会社経営に関与したことはありませんが、中華民国(台湾)における経済行政及び日本における外交機関経験の実績を当社取締役会の監督機能強化に活かすことが期待できるため、新たに社外取締役候補者としております。 当社は、同氏が社外取締役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の規則等に定める独立役員とする予定であります。	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 張瑞宗、陳培真及び周立の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、張瑞宗、陳培真及び周立の各氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、本議案において各氏の選任が承認可決されますと、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時にも同内容で更新予定です。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、以下のとおりとなります。

氏名	地位	現任/ 再任/ 新任	社外・ 独立性	企業 経営	国際 経験	事業 戦略・ マーケ ティン グ	製造・ 研究 開発	財務・ 会計	コンプ ライア ンス・ リス ク管理
常俊 清治	代表取締役社長 執行役員	再任		○		○	○	○	○
網谷 嘉寛	常務取締役 執行役員	再任		○				○	○
石井 啓之	取締役	現任	独立 社外					○	
張 瑞宗	取締役	新任	社外	○	○	○	○	○	○
陳 培真	取締役	新任	社外	○	○	○		○	○
周 立	取締役	新任	独立 社外		○				

(注) 役付取締役は、本總會終了後の取締役会にて決定いたします。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 林信綱は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査機能の強化のため、社外監査役1名を含め、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

当社は、誠実な人格、高い識見、能力及び倫理観を有し、特に法律、会計、企業経営等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有する人物を監査役として選定することを基本方針とし、最低1名は、財務・会計に関する十分な知見を有する者を含めることとしています。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	※ はな だ しず お 花 田 静 夫 (1959年9月30日生)	1983年3月 当社入社 2010年3月 当社生産部門福知山管理部長兼環境・安全課長 2013年3月 当社福知山生産部門福知山管理部長 2018年3月 当社生産部門福知山管理部長 2022年3月 当社生産部門長付 現在に至る	4,100株
		監査役候補者とした理由	
		上記の経歴を有し、当社生産部門で管理会計に関する業務を経験し、当該業務内容に精通していることから、新たに監査役候補者としております。	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
2	※ ちん めい せい 陳 明 清 (1976年12月19日生)	<p>2003年6月 FAR EASTERN NEW CENTURY CORPORATION</p> <p>2010年6月 TAIWAN TOTO CO., LTD. 課長</p> <p>2011年5月 SUMITOMO CORPORATION TAIWAN, LTD. 襄理</p> <p>2014年4月 釜屋電機株式会社入社</p> <p>2016年9月 釜屋電機株式会社 財務経理部部長 (現任)</p> <p>2018年4月 エルナープリンテッドサーキット株式 会社 取締役 (現任)</p> <p>2021年6月 双信電機株式会社 監査等委員 (現 任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>釜屋電機株式会社 財務経理部部長 エルナープリンテッドサーキット株式会社 取締役 双信電機株式会社 監査等委員</p> <p>社外監査役候補者とした理由及び期待される役割の 概要</p> <p>財務・会計の分野における高度な専門知識と豊富な 経験により十分な知見を有しており、その経験を生 かして当社の経営全般に関する監査及び助言をいた だけると判断し、新たに社外監査役候補者としてお ります。</p>	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任候補者であります。
3. 陳明清氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は、陳明清氏の選任が承認された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2022年3月に更新しました。当該保険契約では、取締役及び監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害について填補する内容となっています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生ずる損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しており、本議案において各氏の選任が承認可決されますと、各氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時にも同内容で更新予定です。

以 上

〈メモ欄〉

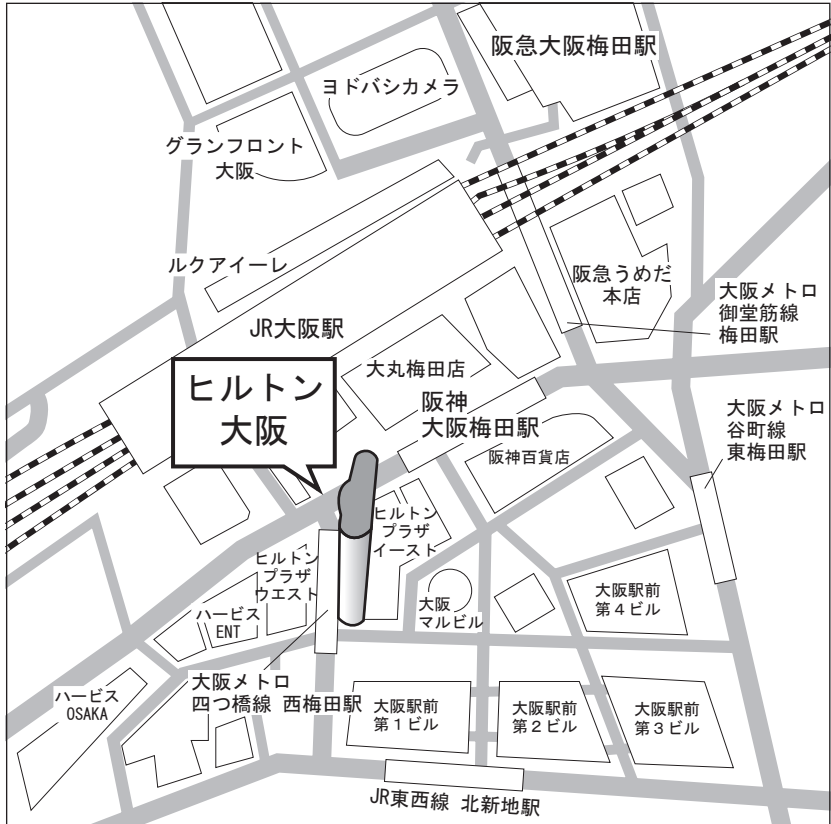
株主総会会場ご案内図

場 所

大阪府大阪市北区梅田 1丁目 8番 8号
ヒルトン大阪 4階 真珠の間
(昨年と会場が変更となっておりますのでご注意ください。)

電 話

(06)6347-7111 (代表)



[交通のご案内]

- JR「大阪駅」より徒歩約2分
- 阪神電車「大阪梅田駅」より徒歩1分
- 阪急電車「大阪梅田駅」より徒歩7分
- 大阪メトロ四つ橋線「西梅田駅」より徒歩1分
- 大阪メトロ御堂筋線「梅田駅」より徒歩5分